

電力、ガス、食料品等価格高騰支援給付金(家計急変世帯分)に関する

よくあるご質問 Vol.1

=給付対象者について=

Q. 給付金はどのような世帯に支給されますか。

A. 下記のすべてに該当する世帯が対象です。

- ・令和5年6月1日時点で日本国内の市区町村の住民基本台帳に記録されている方で、申請時点で青梅市に住民登録がある世帯
- ・青梅市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(非課税世帯分)を受給していない世帯
- ・住民税課税者に税法上扶養されている方のみで構成されていない世帯
- ・令和5年1月から令和5年12月までの間に予期せず家計が急変し、世帯員全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、下表の住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯
(非課税相当額的水準は下表参照)

【 非 課 税 相 当 額 水 準 表 】

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得ベース)
単身または扶養親族がいない世帯 (単身世帯)	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族(計1名) を扶養している世帯(2人世帯)	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名) を扶養している世帯(3人世帯)	205.7万円	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名) を扶養している世帯(4人世帯)	255.7万円	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名) を扶養している世帯(5人世帯)	305.7万円	206.0万円
障がい者・寡婦(夫)・ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

(注) 非課税相当水準であるかどうかは、世帯員全員をそれぞれ判定します。

Q. 障害者、寡婦（夫）、ひとり親、未成年の場合の非課税収入限度額は204.3万円以下となっているが扶養親族の人数によって家計急変の基準は変わりますか。

A. 家計急変の申請者・世帯員が障害者等の場合、給与収入等が204.3万円以下（所得が135万円以下）であれば扶養親族等の人数に関係なく当該申請者・世帯員は非課税として扱われます。

ただし、給与収入等が204.3万円（所得が135万円）を超える場合は、扶養親族等の人数に応じた金額により非課税か否かを判定することとなります。

= 申請・受給について =

Q. 申請書の受付はいつから開始されますか。

A. 申請書の受付開始は令和5年10月2日（月）です。

Q. 給付金の受給にはどのような手続きが必要ですか。どこに行けば申請ができますか。

A. 市ホームページより「電力、ガス、食料品等価格高騰支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（以下「家計急変世帯申請書」）」をダウンロードし、以下の必要書類を添えて、郵送にて提出してください。

【必要書類】

- 1 家計急変世帯申請書
- 2 簡易な収入（所得）見込額の申立書
- 3 令和4年1月以降の「任意の1ヶ月の収入[※]」を確認できる書類の写し
※「任意の1ヶ月の収入」：給与明細等
- 4 申請・請求者の本人確認書類の写し（運転免許証の写し等）
- 5 申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し（コピー）
※住民票、戸籍謄本等の写し
- 6 （令和5年1月1日以降複数回転居された方）戸籍の附表の写し
- 7 振込先口座の確認できる書類（通帳やキャッシュカードの写し）
- 8 （無収入を証明する書類がない方）無収入申告書

Q. 年金受給者で令和5年度の住民税は課税でした。家計急変世帯として申請できますか。

A. 家計急変世帯での申請は、予期せず家計が急変した世帯が対象となります。年金受給のみ場合は対象外のため申請できません。

Q. 家計急変世帯の『予期せず家計が急変した場合』とはどんな場合ですか。

A. 例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により休業となり収入が減少した場合や、価格高騰の影響を受け部品等が入手できず生産量が減少したことにより減収となった場合等になります。

季節性があるケースにおける繁忙期や収穫・出荷時期等、通常収入を得られる時期以外の任意のひと月で申請される場合や、新型コロナウイルス感染症の影響によらず、ご家族・ご親族の介護等により仕事を休職・離職した場合等は、自己都合による減収のため対象になりません。

Q. 家計急変世帯申請書の提出（申請）期限はいつまでですか。

A. 申請期限は令和 6 年 1 月 31 日（当日消印有効）までです。

Q. 給付金は誰が、どのように受け取るのですか。

A. 受給権者は、その方の属する世帯の世帯主の方となり、原則として世帯主名義の金融機関口座へ振り込みます。振込できる口座がない等の場合は、新型コロナウイルス感染症対策給付金担当までご相談ください。

Q. ホームページから書式のダウンロードができない場合はどうしたらいいですか。

A. 新型コロナウイルス感染症対策給付金担当までご連絡ください。ご希望の郵送先へ申請書類等を送付いたします。